

年 頭 所 感

中国四国産業保安監督部長
谷本 隆

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。
旧年中は、産業保安行政の推進に対し格別のご理解
とご協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、我
が国の経済社会活動にも深刻な影響をもたらしました。
また、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生するなど、
夏に全国で豪雨災害が相次いだことは、自然災害の激
甚化を改めて印象づけるものでした。

こうした気候変動問題への対応要請や産業保安の規
制体系の前提となる経済社会情勢が大きく変化する中、
今まさに、将来の産業保安のあり方を考える上で大き
な岐路にあります。

経済産業省は、昨年1月に設置した産業構造審議会
保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小
委員会において、①スマート保安の抜本的促進、②新
たな保安上のリスク分野への対応、③災害対策・レジ
リエンスの強化、④将来社会に向けた保安規制面での
環境整備の4つの視点から議論を行い、昨年12月に
今後の産業保安に係る規制体系のあり方についてとり
まとめを行いました。

とりまとめでは、テクノロジーの活用により保安レ
ベルを持続的に向上させる観点から、スマート保安の
促進を念頭に置いた新たな制度的措置の導入、災害時

の事業者間の連携を図ること等の必要性が示されました。この方針を受けて、現在、経済産業省は制度化に向けた具体的な検討を進めております。

これらを踏まえ、私ども中国四国産業保安監督部は政府機関、地方公共団体、関係事業者、関係機関（団体）との連絡体制や連携を強化し、現場の皆様とのコミュニケーションを図りながら次のとおり取り組んでまいります。

第一に「電気の保安確保」です。

近年、台風や豪雨等自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、昨年も電力の供給支障等の被害が発生しました。また FIT 制度の導入以降、再生可能エネルギー発電設備の導入数は急速に増加するとともに、導入事業者や設置形態が多様化しています。このような中、第 6 次基本計画が策定され、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーは主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むとされています。一方で、近年は再生可能エネルギー発電設備の事故が地域の不安を高めているケースも報告されているところであり、経済産業省の審議会において、その安全確保のため保安規制面における見直し・適正化の検討が進められています。当部としましても、災害対策に万全を期すとともに、新たな保安確保策を適切に施行してまいります。

中国地域においては、昨年は感電等負傷事故が一昨年から 7 件減少し 2 件となりましたが、感電死亡事故が 1 件発生しています。電気事故が発生した際には科学的合理的な判断のもと、適切な再発防止対策がとら

れるよう指導するとともに、類似事故の発生を防止するため、水平展開いたします。

また、電力の安定供給と公共の安全を確保するために、本年も電気事業法及び電気工事業法に基づく立入検査を計画的・機動的に実施し、電気工作物の設置者や電気工事業者に対して、事故の未然防止、技術基準への適合及び自主保安体制の確立について指導を行うとともに、不適切な保安管理や電気主任技術者の未選任等の法令違反に対しては、厳正に対処します。

第二に「都市ガス及びLPガスの保安確保」です。

昨年は「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」が制定され、2030年の死亡事故ゼロに向け、国、関係事業者、関係団体各々が協働して安全・安心な社会を実現することが目標として設定されました。

また、上記に加え、産業保安基本制度小委員会等では災害時連携計画を制度化すること等の必要性が示され、液化石油ガス分野では地域の災害リスクに応じた容器流出対策が定められました。

一方、残念ながら昨年は中国地域の旧簡易ガス事業者において、保安が確保出来る組織体制が確立されていなかったことから、法に定める届出及び各種保安業務が未実施であったという事案が発生しました。

事業者の皆様におかれましては、今一度自社の保安管理体制が健全に機能しているか再確認して頂くようお願いいたします。

本年はこうした事象が二度と発生しないよう、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底、保安管理体制の構築を指導し、また、大規模災害発生時の対応策等につ

いても確認を行い、需要家の方々に対する万全な安全確保等の指導を行ってまいります。

第三に「高圧ガス及び火薬類の保安確保並びにコンビナート災害防止の推進」です。

高圧ガスの分野については、昨年開催された産業保安基本制度小委員会において、テクノロジーを前提とした高度な保安を実現するため、認定事業者制度の発展的な見直し、中堅・中小事業者の保安レベル向上のための支援策などが検討されました。一方、火薬類の分野では、製造、消費、貯蔵の各段階において、技術基準の見直し・性能規定化について、関連する法令改正等を順次進めております。これらの動向について適切に情報提供してまいります。

各事業所におかれましては、これら施策を有効に活用していただき、効率的かつ効果的な形で、現場の自主保安力を高めることで、事故の減少につなげていただくようお願いいたします。なお、昨年中国地域の高圧ガス事故、コンビナート異常現象は重大な事象は発生していないものの件数は高止まりする結果となりました。発生原因については腐食やシール管理不良など管理体制に起因するものが多数発生しています。リスクアセスメントの実施等により作業手順書の適切性を再確認するなど、今一度原点に立ち返った保安管理をお願いいたします。

第四に「鉱山の保安確保」です。

経済産業省は、平成30年度から5カ年計画でスタートさせた第13次鉱業労働災害防止計画に則り、第12次同計画と同様に、鉱山保安マネジメントシステ

ムの導入促進等を最重要施策として位置づけ、鉱山災害の未然防止を図っているところではありますが、目標である「災害の撲滅」にはまだ至ってはならず、令和3年には当部管内で重傷者を伴う災害が1件発生しております。

鉱山の皆様におかれましては、リスクアセスメントを十分に実施していただき、効果的な保安確保措置を講じていただくとともに、鉱山保安マネジメントシステムの導入の促進、そして運用の深化に向け、一層の取組をお願いします。

当部といたしましても、第13次鉱業労働災害防止計画の最終年にあたる令和4年は、ゼロ災を達成すべく、効果的な監督指導を進めてまいります。

鉱害防止対策としましては、鉱山及び製錬所に設置された鉱害防止関係施設を良好な状態で維持管理して頂き鉱害の防止及び基準適合が図られるよう鉱業権者を指導いたします。また、休廃止鉱山対策としまして、鉱業権者には休閉山に向けた鉱害等防止措置の着実な実施を指導いたします。休廃止鉱山の鉱害防止に係る補助事業につきましては、補助事業者である地元自治体等と連携し実効ある形で執行いたします。

以上、新春を迎えるにあたり所感の一端を述べさせていただきました。当部は、恒久的な国民の安全・安心の確保と環境の保全を目的に、急速な社会の変化や技術の進歩に対応し、産業保安のスマート化と危機管理の効率性を追求することで、サステナブルな社会の実現に貢献する公正で信頼される組織として、全力を尽くしてまいります。

最後に、産業保安の確保と無事故・無災害の継続、

コロナ禍の収束、そして皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

皆様、「ご安全」に。